

飲食店等の消火器設置義務が強化されます！ 【令和元年10月1日施行】

平成28年12月に発生した糸魚川市大規模火災の教訓を踏まえ、小規模な飲食店等に対する消火器具の設置義務が強化されます。

消火器具を設置しなければならない防火対象物として、消防法施行令別表第一（3）項に掲げる防火対象物で、延べ面積150平方メートル未満のものうち、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものが追加されます。（平成31年3月28日公布）



1 火を使用する設備又は器具について

改正後の消防法施行令（以下「令」という。）第10条第1項第1号口に規定する「火を使用する設備又は器具」とは、原則として、「厨房設備」又は調理を目的とする「火を使用する器具」が対象となります。

また、熱源が電気のみでの設備又は器具は、直接火を使用するわけではないため、改正後の令第10条第1項第1号口に規定する「火を使用する設備又は器具」には含まれません。

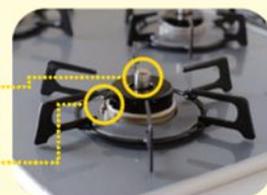
2 防火上有効な措置について

改正後の令第10条第1項第1号口に規定する「防火上有効な措置」については、改正後の消防法施行規則第5条の2に新たに定められ、次に掲げる装置を設けることをいいます。

※ 以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置（火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの）
- その他の危険な状態の発生の防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（例：圧力感知安全装置）

- 調理油過熱防止装置
- × 立ち消え防止安全装置



ガスコンロ

3 その他

小規模特定飲食店等（令第10条第1項第1号口に掲げる防火対象物であって、延べ面積が150平方メートル未満のもの）は、改正後の消防法施行規則第6条第5項各号に掲げる防火対象物又はその部分を除き、消火器具の能力単位の加算を行う必要がなく、火を使用する設備又は器具が設けられた階のみに消火器を配置すればよいこととされています。

2019年（令和元年）10月1日から改正後の基準が適用されるため、改正後の基準に該当する飲食店等については、2019年（令和元年）9月30日までに消火器具を設置してください。

※消火器を設置するにあたって、点検及び報告も必要になります。



※さらに詳しく知りたい方は下記URLを参照頂くか最寄りの消防署にお問い合わせください。（外部サイトヘリンク）（別ウィンドウで開きます）

◆日本消防設備安全センター◆

消火器を設置するにあたってリーフレット

<http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/data/images/pdf/syoukakigimuka.pdf>

点検報告様式

<http://www.fesc.or.jp/07/index4-c.html>

◆総務省消防庁◆

消火器点検アプリの本格運用

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.html>

消火器点検パンフレット

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_04_shoukaki_pamphlet.pdf

広報映像：厨房における火災予防の広報用映像

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post10.html>

「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成30年消防予第247号）
www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/300328_yo247.pdf